

国 都 制 第 3 0 号
令和 8 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律」による土地区画整理法の一部改正等について
(通知)

平素から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)
等を踏まえた、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律(令和 8 年法律第 27 号。以下「第 16 次地方分権一括法」とい
う。)が、令和 8 年 5 月 27 日に成立し、6 月 3 日に公布されました。

第 16 次地方分権一括法により、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」
という。)の一部が改正され、10 月 1 日に施行されます。また、法の改正に伴い、土地
区画整理法施行規則(昭和 30 年建設省令第 5 号。以下「規則」という。)についても一
部が改正され、同日に施行されます。

法及び規則の一部改正の概要は下記のとおりですので、貴職におかれましては、十
分に御了知の上、適切に運用されるよう、御対応をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村(政令指定都市を除く。)及び
関係団体に周知いただくよう併せてお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

- 都道府県知事による土地区画整理組合(以下「組合」という。)の理事の氏名等
に係る公告事項については、理事の氏名及び住所を原則としつつ、組合が、理事
の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該
住所の一部の公告をもって当該住所の公告に代えることができることとする。
(法第 29 条第 2 項)

○ 法第29条第2項に基づく、組合からの「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出については、

- ・原則として、当該申出に係る理事の住所のうち都道府県名及び市町村名
- ・同一氏名組合員（当該申出に係る理事と同一の氏名を有する当該理事以外の組合員）が当該申出に係る理事と同一の市町村の区域内に住所を有する場合は、都道府県名、市町村名及び町又は字の名称

を公告することを求める旨を申し出ることにより行うものとする。（規則第16条の3の2）

2. 留意事項

法第29条第2項に基づく、組合からの「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出は、当該申出を行う組合において、当該申出に係る理事と同一の市町村の区域内に住所を有する同一氏名組合員の有無について、組合員名簿の記載内容により確認した上で行われるべきものである。そのため、都道府県知事においては、当該申出の内容について、組合員名簿の記載内容と照らして齟齬がないか確認する必要がある。

また、当該申出があった場合においても、都道府県知事の判断により、理事の住所の全部を公告することが可能である。例えば、理事と同一の市町村の区域内の町又は字に住所を有する同一氏名組合員が存在する場合においては、町又は字を公告したとしても理事を峻別することができないことから、住所の全部を公告することが望ましい。

3. 施行日

令和8年10月1日（木）

【別添】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（概要）